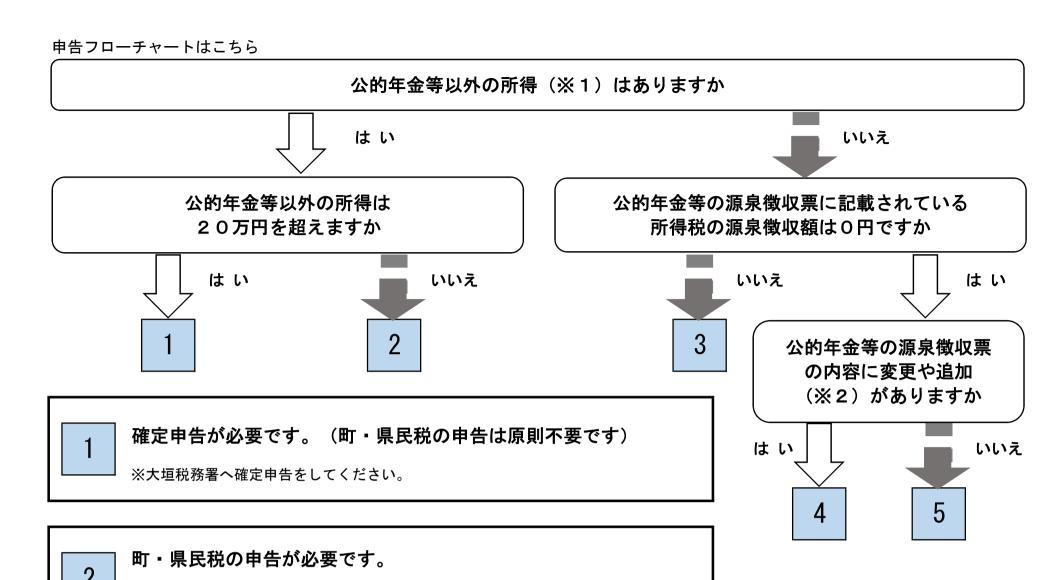
## 公的年金等の収入が400万円以下の町・県民税申告について



確定申告をすると所得税が還付される可能性があります。

※所得税の還付等を受ける場合は、大垣税務署へ確定申告をしてください。

※神戸町役場税務課へ町・県民税の申告をしてください。

※公的年金等の収入から所得税が源泉徴収されていて、源泉徴収票に記載されている内容に医療費控除など追加 (※2)があり、所得税が還付になる方は、大垣税務署へ確定申告をしてください。

※確定申告をされない場合は、神戸町役場税務課へ町・県民税の申告をしてください。

町・県民税の申告をすると住民税額が下がる可能性があります。

※公的年金等の源泉徴収票に記載されている内容に医療費控除など追加(※2)がある方は、神戸町役場税務課へ町・県民税の申告をしてください。

5 申告は不要です。



## ※1 「公的年金等以外の所得」の主な例

種 類	内容	所得金額の計算方法
給与	給与(パート・アルバイト含む)	収入金額一給与所得控除一所得金額調整控除
雑(公的年金等以外)	個人年金、報酬など	収入金額一必要経費
一時	生命保険の満期返戻金など	{収入金額-必要経費-特別控除(50万円)}÷2

※2 追加できる控除・・・・ 源泉徴収票に記載されていない社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、 寡婦・ひとり親控除、障害者控除、配偶者(特別)控除、扶養控除、医療費控除など

## 【留意事項】

4

●扶養にとれない親族の氏名が記載されている場合などは、国税が発生したり、住民税額が上がる可能性があります。 源泉徴収票の記載内容の訂正・取消する場合は、必ず申告をしてください。